

田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費 補助金交付申請について

企業の研修旅行
にも使えます！

補助対象（期間等）

令和7年4月1日～令和8年3月31日に、市内の宿泊施設（田辺スポーツパーク除く）に **10人以上**の団体で **20人泊以上**の宿泊を伴うスポーツ合宿、教育旅行等及びMICE（会議・研修）を実施する団体の主催者又は、企画・造成を行う旅行業者に対して下記のとおり補助金の交付を行います。
※スポーツ合宿については、市内宿泊の当日又は翌日に、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会に属する市町村内に所在地を有する体育施設を利用する必要があります。

補助額

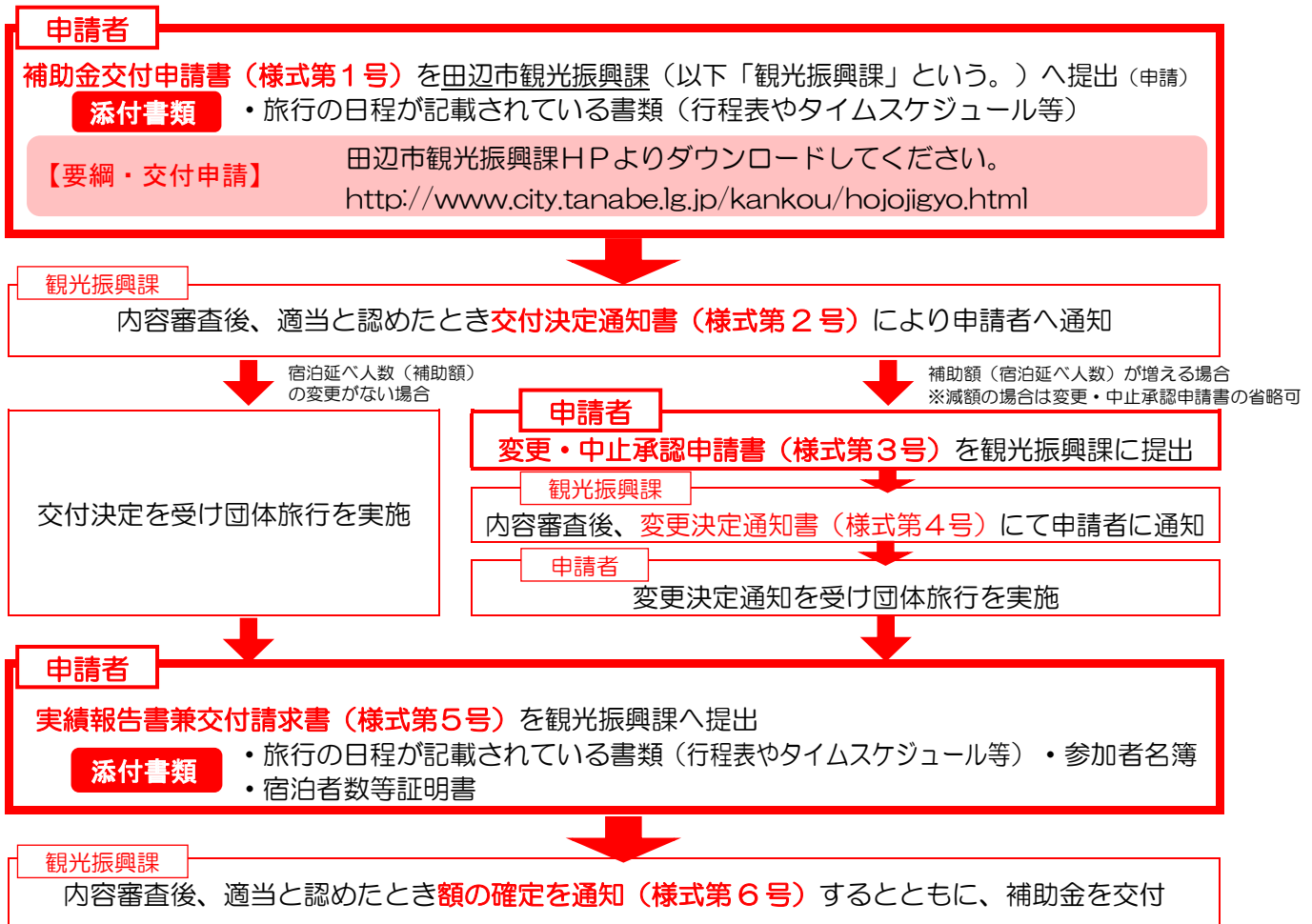
宿泊延べ人数×**1,000円**（最大200人泊/200,000円）を補助します。

※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※1団体旅行あたり200,000円までといたします。

※田辺市団体旅行誘致促進事業費補助金との併用はできません。

補助金交付までの事務的な流れ



お問合せ先

田辺市観光振興課

〔所在地：〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号〕

TEL: 0739-26-9929

FAX: 0739-22-9903

Mail: kankou@city.tanabe.lg.jp

HP: <http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html>

